

月刊労務ペーパー

ふとした疑問はここで解決！

ご意見、ご感想、取り上げて欲しい内容等がありましたら下記メールアドレスまでご連絡お願い致します。

Vol. 28

今年の「定期健康診断」は終了しましたか？

一年以内ごとに一回の義務

使用者が労働者に負う義務の一つに「安全配慮義務」があります。この義務は使用者として、労働者の生命、身体及び健康を危険から保護するように配慮すべき義務」として、過去の多くの判例によって確立されましたが、現在では労働契約法第5条に明文化されています（図1参照）。安全配慮義務の「安全」の中には「健康」も含まれることから、使用者は労働者の「健康」に対しても配慮する義務を負います。

医師による健康診断を義務付けています。また、労働者に対しては、法律による罰則はないものの、事業主が行う健康診断に対する「受診義務」を課しており、労働者が受診を拒否した場合には就業規則等に基づく制裁の対象とすることも可能と考えられております（ただし、事業者が指定した医師又は歯科医師を希望しない場合は他の医師又は歯科医師の行う相当の健康診断の結果を事業主に提出することによって、事業者が指定する医師又は歯科医師の受診義務に替えることも可能とされています）。労働安全衛生法で義務付けられている健康診断は図2に示す一般健康診断の他に、特殊健康診断、じん肺検査、

（労働者の安全への配慮）
 第五条 使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働するに必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

図1 労働契約法

（労働者の安全への配慮）
 第五条 使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働するに必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

図2 一般健康診断

実施時期	実施場所	実施する労働者*	実施期間
毎年1回以上1回	労働現場等	労働に携わっている労働者	毎年1回以上
健康診断日	労働現場等	労働に携わっている労働者（行方不明者を除く）	1年以内
健康診断日（労働現場等）	労働現場等	労働に携わっている労働者（行方不明者を除く）	1年以内
健康診断日（労働現場等）	労働現場等	労働に携わっている労働者（行方不明者を除く）	1年以内
健康診断日（労働現場等）	労働現場等	労働に携わっている労働者（行方不明者を除く）	1年以内

厚生年金保険料率改定のお知らせ

平成25年9月分保険料（10月納付分）から厚生年金保険料率が下記のとおり改定されます。

改定前 16.766% (折半8.383%)
 → (0.554%増)
 改定後 17.120% (折半8.560%)

所長の一言

お盆休みは盛岡まで家族でドライブしました。国道46号線の一部は8月9日の集中豪雨による災害で一部片側通行にしながら復旧工事をしていました。せっかくの盆休みを返上しての作業ではなかったかと思えます。このような緊急災害時に建設社の迅速な対応には頭が下がる思いです。私の友人はあの3・11東日本大震災のとき、仙台市に住む大学生の娘さんを迎えるに2日後に車で向かったそうですが、主要道路は問題なく車が走れるか。（所長 堀井 潤）

お酢のススメ

今年の夏は異常に暑い！とあっていざいかに朝食は遅くなり、汗が吹き出す秋の気配です。それでお日中は暑い暑さが続いておきますので食欲が落ちて夏バテにならないよう、お酢をおすすめしたいと思います。お酢には、食欲増進・疲労回復などの効果があり、さらに老化防止や血液サラサラ効果など、いろいろ期待できるんです。そこで私が最近使っているのが「ピクルス」作りです。野菜が安い時にまとめて漬けておくことで手軽に食べられてとても便利です。入庫の被害で価格が高騰しているなかなか人手に届かなくなりましたが、使いやすさで半端に売った野菜が、漬けてしまえば「ミチドリ」にならずに済みます。というお酢で私が参考にしているレシピを紹介したいと思います。その町のお酢の量に合わせてピクルス液は調整しています。

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| 材料 | 作り方 |
| ★酢 100cc | 1 ★塩糖を入れて火にかける。 |
| ★水 50cc | 野菜を5cm程度のスティック状に切る。 |
| ★砂糖 大さじ1 | |
| ★塩 大さじ1 | 2 液が沸騰したら入庫を止め、少ししたら他の野菜を入れてよく火を止める。 |
| ★ピクルス液 1/2本 | |
| ★ピクルス液 1/2本 | 3 粗熱をとって保存容器に移し冷蔵庫で熟成時間 ~ 漬物が完成。 |



写真に載せておいてから二週目になった我が家のピクルスです。大粒のピクルス、その他にもトウモロコシやピーマンなどを入れてもおいしいです。これから夏が盛り、暑い夏が来たらぜひお試しください。

（秋田県後援 長谷 真由子）

ホームページURL <http://www.horii-office.jp/index.html> 所長やスタッフのブログもあるよ！

発行所 秋田県秋田市山崎町2-61 社会保険労務士法人 堀井事務所
 本誌掲載の記事・写真などの著作権・配権を承継します。
 (C)社会保険労務士法人 堀井事務所 編集責任者 柴田 幸春

E-mail:h-office@js3.so-net.ne.jp
 TEL:018-863-7300 FAX:018-863-7303

